

事例番号:340054

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 4 日

21:50 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 4 日

22:20 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 4 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.24、BE -5.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分不明

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 5 日 退院

1 歳 5 ヶ月 未歩行、右上肢の軽度痙性あり、脳性麻痺痙性両麻痺あり

(7) 頭部画像所見:

2 歳 1 ヶ月 頭部 MRI で脳室拡大は認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

看護スタッフ:助産師 2 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 分娩経過中の管理(間欠的胎児心拍数聴取)は一般的である。

(2) 助産所において、臍帯動脈血ガス分析を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

(1) 出生後の管理は一般的である。

(2) 生後6日に児の黄疸のため受診とし、ビリルビン値を確認し、嘱託医療機関(健診機関)の指示により経過観察したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

観察事項について、異常がない場合でもその旨を診療録に詳細に記載することが望まれる。

【解説】本事例は妊産婦のバイタルサイン、胎児心拍数、陣痛の状態、内診所見(児頭の位置)、Apgarスコア(生後5分)について記載がなかった。観察事項については異常がない場合でも詳細を記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。